

## **[事案 27-97] 契約無効請求**

・平成 27 年 10 月 28 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

2 件の個人年金保険について、いずれの契約も申込みをしていないことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

証券会社を募集代理店として、平成 24 年 10 月および平成 25 年 6 月に契約した個人年金保険（それぞれ「契約①」および「契約②」という）について、申込みをした覚えはなく、契約は成立していないので、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約の申込書に申立人自ら署名している。
- (2)各契約は、申立人が当時運用していた株式等を安全かつ安定した資産の運用へ徐々に切り替えたいという投資方針、被保険者（申立人の子）の老後資金として個人年金という形で承継したいという申立人の意向にしたがって設計・提案されたものである。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約書類に関する申立人の記憶等を確認し、申込書作成時の状況を把握するため、申立人に対して、事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)申立人は、各契約の申込書を見た記憶がなく、契約者自署欄は自分の字かどうか分からない、意向確認書の署名は自分の字に似ているが書いた記憶はない、と述べている。また、契約①の保険料の口座振替依頼書の署名は自分の字であり、契約②の口座振替追加申込書の署名は自分の字に似ている、と述べている。

しかし、自分が保険料を払うわけがなく、契約する理由がない、とも述べている。

- (2)申立人が主張する事情を認定するためには、関係当事者等の証人尋問手続や筆跡鑑定等を含む厳密な事実認定が不可欠である。